

昭和二十七年建設省令第二十三号

公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第四条、第十二条第二項、第二十三条及び第二十五条第一項の規定に基き、並びに同法を実施するため、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則を次のように定める。

（登録の申請）

第一条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する登録申請書は、別記様式第一号により作成するものとする。

（登録申請書の添付書類）

第二条 法第四条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める書類は、法第四条第一項に規定する登録申請者が法第六条第一項第六号の規定に該当しないことを証する書類（国土交通大臣が必要と認める場合に限る。）とする。

（事業計画書の記載事項）

第三条 法第四条第二項第三号に規定する国土交通省令で定める事項は、初年度における年間の都道府県別及び主要な発注者別保証計画とする。

（事業方法書の記載事項）

第四条 法第四条第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、左に掲げるものとする。一 責任準備金の算出方法に関する事項 二 前払金の使途の監査方法に関する事項 三 財産の利用方法に関する事項 四 法第十九条第一号から第三号までに規定する事業（以下「金融保証事業」という。）を営もうとする場合においては、同条第一号から第三号までに規定する債務の保証に関する契約（以下「金融保証契約」という。）の締結の手續に関する事項

五 金融保証事業を営もうとする場合においては、金融保証契約に係る貸付資金の使途の監査方法に関する事項（心身の故障により前払金保証事業を適正に営むことができない者）

第五条 法第六条第一項第六号（法第七条第四項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により前払金保証事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないう者とする。

（登録変更申請書の添付書類）

第六条 法第七条第三項に規定する国土交通省令で定める書類は、保証事業会社が法第六条第一項第六号の規定に該当しないことを証する書類（国土交通大臣が必要と認める場合に限る。）の場合において、同号中「役員」とあるのは「第七条第三項に規定する新たに就任した役員」と読み替えるものとする。

（保証約款の記載事項）

第七条 法第十二条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。一 保証金支払の免責事由に関する事項 二 請負契約を変更する場合における措置に関する事項 三 保証契約者及び被保証者の通知義務に関する事項 四 保証金支払に関する紛争の調停人に関する事項 五 保証事業会社が保証金を支払った場合における代位に関する事項

六 法第十三条の二第一項の規定による支払を行おうとする場合においては、工事完成保証人の受益の意思表示、同項に規定する支払の額（以下「支払金」という。）の決定及び支払、支払金支払の免責事由、請負者及び工事完成保証人の通知義務、支払金支払に関する紛争の調停人並びに保証事業会社が支払金を支払った場合における代位に関する事項 七 保証契約に関する訴訟の裁判管轄に関する事項 八 保証契約に前払金保証事業に付随する事業についての特約を付して当該付随する事業を営もうとする場合においては、当該特約に関する事項（保証金の支払に係る情報通信の技術を利用する方法）

第八条 法第十三条第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの イ 発注者の使用に係る電子計算機と保証事業会社の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、保証事業会社の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイ

ル（専ら保証事業会社の用に供されるファイル）をいう。以下この条において同じ。）に記録する方法

ロ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供し、保証事業会社の使用に係る電子計算機に備えられた当該保証事業会社の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供する方法

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十一条第一項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。一 保証事業会社が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。二 前項第一号に掲げる方法にあつては、記載事項を発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を保証事業会社に対し通知するものであること。ただし、保証事業会社が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を発注者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を保証事業会社に対し通知するものであること。ただし、保証事業会社が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

第九条 法第十三条第四項の国土交通省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。

第十条 令第四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第八条第一項各号に規定する方法のうち発注者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式（保証金の支払に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十一条 令第四条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 保証事業会社の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて発注者の使用に係る電子計算機に令第四条第一項の承諾又は「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、発注者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（金融保証約款の記載事項）

第十二条 法第十九条の二第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、左に掲げるものとする。

一 保証料の利率及び支払に関する事項 二 保証金の額の決定及び支払に関する事項 三 金融保証契約の解約に関する事項 四 貸付契約を変更する場合における措置に関する事項 五 保証事業会社が保証金を支払った場合における代位に関する事項 六 金融保証契約に関する訴訟の裁判管轄に関する事項

（事業報告書の様式）

第十三条 法第二十三条に規定する事業報告書の様式は、別記様式第二号によるものとする。

第十四条 法第二十五条第一項の規定により審査の請求をしようとする者は、その者の名称又は

氏名及び住所、保証事業会社の名称又は役員の名前並びに請求に係る事実の概要を記載した書を国土交通大臣に提出するものとする。

この省令は、法施行の日（昭和二十七年七月三十一日）から施行する。

附則（昭和二十九年五月二五日建設省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十四年六月三日建設省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十六年四月二二日建設省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十七年五月二三日建設省令第一四号）

この省令は、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第三十八号）の施行の日（同年五月二十六日）から施行する。

附則（昭和四〇年一月一六日建設省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年三月二九日建設省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五一年三月三〇日建設省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五九年六月一日建設省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年四月二二日建設省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年二月一八日建設省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年三月二七日建設省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年九月七日建設省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二年九月二五日建設省令第九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年六月二〇日建設省令第一一号）  
（施行期日）  
この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した営業年度に係る利益処分に関する書類の様式については、なお従前の例によることとする。

附則（平成四年四月一日建設省令第四号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年二月二三日建設省令第四号）抄  
（施行期日）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成七年一〇月二〇日建設省令第二三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成八年三月一五日建設省令第二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二一年三月三二日建設省令第八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二一年三月三二日建設省令第八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二一年三月三二日建設省令第八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二一年三月三二日建設省令第八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二一年三月三二日建設省令第八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二一年三月三二日建設省令第八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二一年三月三二日建設省令第八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二一年三月三二日建設省令第八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二一年三月三二日建設省令第八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

号を適用して事業報告書を作成する最初の事業年度においては、当該事業年度よりも前の事業年度に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税をいう。次項において同じ。）の調整額は、前期繰越利益又は前期繰越損失の調整項目として処理するものとする。

第二条の規定による改正後の公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則別記様式第二号を適用して事業報告書を作成する最初の事業年度の期間中において法人税等の税率が変更された場合には、当該事業年度の期首及び期末における繰延税金資産、長期繰延税金資産、繰延税金負債及び長期繰延税金負債は、変更後の法人税等の税率により計算するものとする。

附則（平成二二年一月二〇日建設省令第四一号）抄  
（施行期日）  
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成二三年六月八日国土交通省令第九六号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年三月二七日国土交通省令第二七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年三月二六日国土交通省令第三六号）抄  
（施行期日）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年三月二八日国土交通省令第三七号）  
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年五月二三日国土交通省令第六五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年三月二六日国土交通省令第一七号）  
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

この省令による改正後の建設業法施行規則、測量法施行規則、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則、宅地建物取引業法施行規則、自動車道事業会計規則、積立式宅地建物販売業法施行規則、港湾運送事業会計規則及び東京湾横断道路事業会計規則の規定は、平成十六

年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る会計の整理又は書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附則（平成二八年四月二八日国土交通省令第六〇号）  
（施行期日）  
この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

（経過措置）  
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

附則（平成一九年五月一四日国土交通省令第五九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の規定は、平成十八年五月一日以後に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用する。  
附則（平成二二年四月一日国土交通省令第三〇号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月一三日国土交通省令第五号）  
（施行期日）  
この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

（経過措置）  
この省令による改正後の公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類については、なお従前の例によることとする。

附則（平成二七年四月二八日国土交通省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

附則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附則（令和三年三月一日国土交通省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年三月三十一日国土交通省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年二月二八日国土交通省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年三月二九日国土交通省令第二六号）抄

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

様式第一号（第一条関係）

様式第一号（第一号関係） 申請書 国土交通大臣 宛 株式会社 代表者 氏名 住所 電話番号 代表者 氏名 住所 電話番号 代表者 氏名 住所 電話番号

様式第二号（第十三条関係）

様式第二号（第十三条関係） 国土交通大臣 宛 株式会社 代表者 氏名 住所 電話番号 代表者 氏名 住所 電話番号

表1: 株式会社 代表者 氏名 住所 電話番号 代表者 氏名 住所 電話番号

表2: 株式会社 代表者 氏名 住所 電話番号 代表者 氏名 住所 電話番号

1. 株式会社 代表者 氏名 住所 電話番号 代表者 氏名 住所 電話番号









- 注12 次に掲げる項目に区分して記載すること。ただし、重要性のないものは、記載を要しない。
  - (1) 金融商品の状況
  - (2) 金融商品の評価
- 注13 次に掲げる項目に区分して記載すること。ただし、貸倒等準備の繰上り差引額のない場合は、記載を要しない。
  - (1) 貸倒等準備の状況
  - (2) 貸倒等準備の評価
- 注14 関連当事者との取引に関する事項を会社計算書類(注13の構成に属し)に記載すること。
  - (1) 一親元との関係
    - ① 一親元との関係(親族又は当該親族の親戚)
    - 株式会社計算書類又は貸倒準備の末日において株式の持分又は株式の所有権を上掲において、親族等(親族の親戚)の持分又は株式の所有権を有する者として(1)及び(2)に掲げる親族等(親戚)としたときは、その旨を明記して記載すること。
  - ② 当該親族等(親戚)が各親族(親戚)に規定する範囲を越えて保有する場合、その旨を記載すること。
- 注15 次に掲げる項目に区分して記載すること。
  - (1) 一親元との関係
    - ① 一親元との関係(親族又は当該親族の親戚)
    - 株式会社計算書類又は貸倒準備の末日において株式の持分又は株式の所有権を上掲において、親族等(親族の親戚)の持分又は株式の所有権を有する者として(1)及び(2)に掲げる親族等(親戚)としたときは、その旨を明記して記載すること。
    - ② 当該親族等(親戚)が各親族(親戚)に規定する範囲を越えて保有する場合、その旨を記載すること。
  - (2) 貸倒等準備
    - ① 当該親族等(親戚)が各親族(親戚)に規定する範囲を越えて保有する場合、その旨を記載すること。
    - ② 貸倒等準備の状況
    - ③ 貸倒等準備の評価
- 注16 注14の注(1)にまで記載した事項のほか、貸倒準備、繰上り準備及び貸倒準備等貸倒準備(注13)より貸倒準備又は繰上り準備の発生を正確に算出するために必要な事項を記載すること。

附表99

執行名	執行役員報酬				
	役員報酬	役員報酬	役員報酬	役員報酬	役員報酬
計					

附表100

取締役	取締役報酬				
	役員報酬	役員報酬	役員報酬	役員報酬	役員報酬
計					

附表101

株主	株主総会決議				
	株主総会決議	株主総会決議	株主総会決議	株主総会決議	株主総会決議
計					

備考  
 1 取締役による報酬に関する記載は、取締役ごとに行うこと。ただし、この場合においては、取締役を数人とした際には、事業の進展に資する取締役の報酬(取締役報酬)の総額を記載し、取締役を数人とした際には、取締役の報酬(取締役報酬)の総額を記載し、その他のものについては取締役報酬の総額を記載し、取締役を数人とした際には、取締役の報酬(取締役報酬)の総額を記載すること。  
 2 取締役報酬(注1)は、取締役報酬(注1)の総額及び取締役報酬(注1)の総額を記載すること。また、取締役報酬(注1)の総額を記載し、取締役報酬(注1)の総額を記載すること。  
 3 取締役報酬(注1)は「取締役報酬(注1)」の注(1)に記載すること。なお、取締役報酬(注1)は「取締役報酬(注1)」の注(1)に記載すること。  
 4 「その他」の欄には有価証券(有価証券)に記載して記載すること。

附表102

株式会社	株主総会決議				
	株主総会決議	株主総会決議	株主総会決議	株主総会決議	株主総会決議
計					

備考 「備考」の欄には、前表(1)の欄に記載して記載すること。

附表103

債主の名称又は債権者の名称	債権者				
	債権者	債権者	債権者	債権者	債権者
計					

備考 「備考」の欄には、前表(1)の欄に記載して記載すること。



